

日本顕微鏡歯科学会 講演謝礼等に関する規則

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(令和元年 6 月 4 日改定)

(目的)

第1条 この規則は、日本顕微鏡歯科学会(以下「本会」という。)規約第3章に基づき、本会が行う事業に関わる諸費用に関する基準を定め、円滑な運営に資するとともに諸費用の適正な支出を図ることを目的とする。

第2条 各種講演等への諸費用の支出は原則として以下のとおりである。

(1) 学会主催の講習会・研修会・セミナー等の講師料

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 講師(一講演あたり) | 会 員 : 50,000 円 |
| | 準会員 : 30,000 円 |
| | 非会員 : 50,000 円 |

② 審議委員(一日あたり) 30,000 円

(2) 学会主催の講習会・研修会・セミナー等の補助スタッフに係る費用(日当)

① 労務費 10,000 円(一人あたり、但し上限 5 名までとする)

(3) (1)、(2) 講師・審議委員・スタッフに係る諸経費

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 交通費 旅費等支給規則に準ずる。 | |
| ② 宿泊 | 旅費等支給規則に準ずる。 |
| ③ 参加登録費 | 無料 |
| ④ 懇親会費 | 無料 |

(改 廃)

第3条 この規則を改廃する場合は、総務の発議により、理事会で協議し、承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和元年 6 月 4 日

「第3条 この規則を改廃する場合は、総務の発議により、理事会で協議し、承認を得なければならない」に改定